

第4. 改革の断行による新たな需要の創出

人口の減少は供給力を低下させるだけでなく、需要面でもマイナスの影響を及ぼす。供給面の対策と同時に、需要拡大につながる政策努力が欠かせない。

イノベーションの加速による需要の創出に加え、官業の民間開放や思い切った規制改革といった改革努力により新たな需要を創出する。

(1) イノベーションの加速による需要の創出

イノベーションが新しい需要や市場を生み出すという好循環を加速するため、新たな技術の市場化を妨げている規制の見直し、公的部門における調達の改善（新技術等の一層の活用）など、研究開発の成果を迅速に初期需要創出につなげるための環境整備などを行う。

(2) 民間の創意工夫を活用した公共サービスの改革（官製市場改革）

市場化テストの早期本格的導入のため、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」の成立を踏まえ、遅くとも夏までにその施行を図るとともに、同法の着実かつ適正な運用を図ることにより、国・地方ともに公共サービスの改革を推進する。

PFIについて、運営段階における事業の適切な遂行のための評価の在り方や、非選定事由の開示、総合評価の在り方など選定過程の透明性確保及び入札手続に係る発注者・応募者双方の負担軽減について、2006年度中に検討を行い、とりまとめた方針をできるだけ速やかに公表する。指定管理者制度について、2006年度中に選定過程の実態把握に努め、調査結果をできるだけ速やかに地方公共団体に周知し、透明性の高い選定プロセスの普及を図る。

また、規制改革・民間開放推進会議の後継組織を含めた規制改革等全体の推進体制について検討することとし、2006年度中に成案を得る。

(3) 地域の創意工夫を促す構造改革

構造改革特区制度の見直しの中で、規制改革の一層の推進のため、地域

からの提案窓口の一元化、提案の実現のための第三者機関の活用等を図るとともに、提案を行う先行者へのインセンティブの付与、地域の自主裁量性を高める特区の推進等の地域の創意工夫を高める取組を強化し、次期通常国会に改正法案を提出する。

(4) 市民や民間が参画し、主役となる公的サービスの提供促進

民間が担う公共の領域において、公的サービスのきめ細やかな提供に民間企業や非営利法人が主体となって参画できるようにするための環境整備を行う（社会資本の管理等に係るボランティア活動への支援など）。

第5. 生産性向上型の5つの制度インフラ

産業横断的に、生産性の抜本的な向上を実現するため、思い切った制度改革等が必要である。

「ヒト」「モノ」「カネ」「ワザ」「チエ」の5分野に関して、IT革新も含め、世界で最も優れた制度インフラを構築する。

1. ヒト：「人財立国」の実現

(1) 一人ひとりが能力を最大限発揮できる社会の構築

① 教育の質の向上及び社会人としての基礎的な能力の養成・強化

教育の質の向上には多角的な視点からの十分な検討が必要であるが、成長力・競争力強化の観点からは、学習指導要領の見直しや、2007年度からの全国的な学力調査の実施、教育内容の充実（習熟度別・少人数指導の推進、理数教育・情報教育の充実、国語力の増進、小学校の英語教育の充実に向けた条件整備等）等により、2010年までに国際学力調査における世界トップレベルの達成を目指す。さらに、外部評価の充実、コミュニティ・スクールの設置促進、地域の実情に応じた学校選択制の普及、能力・実績に見合った教員の処遇、学校施設等の教育環境の整備の推進等により、教育の質の向上を図る。

また、課題解決型の授業や実践的インターンシップの推進、長期宿泊体験などの体験活動、若年者の就職基礎能力の修得支援や勤労観・職業観の養成等により、知識やノウハウを実践に結びつける力などの「人間力」、「社会人基礎力」等社会人としての基礎的な能力の養成・強化を図る。

② 人材育成パスの複線化と人材重視型マネジメントの推進

すべての人が、安心・納得して学び方・働き方を選択することができ、やり直しが可能となる社会を実現するため、大学院・大学等における社会人の「学び直し」の機会の拡大など人材育成パスの複線化を進めるとともに、事業の健全性を確保しつつ、奨学金事業の充実を図る。また、多様な働き方が可能となるよう、企業における柔軟な採用・育成・処遇（人材重

視型マネジメント)の導入を促す。

③ 人材の横への移動の促進

個人の能力が最大限に活用・発揮されるよう、産学双方向の人材流動化を図るとともに、官官・官民の人材の円滑な移動・活用を促進するため、任期制の広範な定着、競争的資金の研究促進のための人件費への活用等必要な施策を講ずる。

④ 全員参加型社会の実現

年長フリーターの正社員化を含めた若年者の就職支援、非正規労働者の再挑戦支援と就業形態間の行き来の円滑化や均衡処遇の促進、仕事と生活のバランスの取れた働き方の推進等により、若者、女性、高齢者、障害者を含めた多くの人の意欲と能力をいかした就業参加を促す。

これにより、2010年までにフリーターをピーク時の8割の水準まで減少させる。

(2) 産学連携による人材育成の強化

① 経済社会のニーズに柔軟に対応できる高等教育の展開

産業界や国際的なニーズに柔軟に対応でき、知の拠点として地域に貢献する高等教育が実現されるよう、機動的な学部・学科の創設・再編を推進し、基盤的資金と競争的資金を有効に組み合わせながら、教育研究のための資金を確保した上で評価の充実等による質の保証と向上を図るとともに、産業のニーズも踏まえた第三者評価に基づく重点的な教育研究投資を推進する。また、女性研究者の活躍促進のための環境整備等を行う。

② 産業界との連携による実践的教育・訓練の導入

専門職大学院を始めとする大学、高等専門学校、工業高校などの専門高校、公共職業能力開発施設等において、産学連携による高度な職業人材を養成するための実践的教育・訓練(企業実習、長期インターンシップ等)を促進する。また、地元の企業技術者や研究者、高度技能者等の経験・能力をいかした理科授業づくり(「博士実験教室」)やキャリア教育の推進、

女子の理工系進路選択支援を図る。

企業主体による座学と実習を組み合わせた訓練の仕組みの整備や熟練技能の継承に取り組むことなどにより現場を支える人材の能力開発機会の拡充を図る。また、「2007年ユニバーサル技能五輪国際大会」（平成19年11月日本開催予定）を産学始め各界の協力を得てモノ作りの重要性を効果的に発信する場とするとともに、本大会や「ものづくり日本大賞」の実施を契機として、モノ作りに対する若者始め国民の関心を高め、人財立国実現への国民全体の取組を強化する。

（3）人材の国際競争力の強化

① 世界的な教育研究拠点の飛躍的な拡大

5年で世界トップレベルの研究拠点を整備する（2010年：30拠点程度）とともに、国際競争力のある卓越した教育研究拠点の形成、大学院教育の抜本的強化、世界的に魅力ある大学院の構築の取組を加速し、世界的「ブレイン・サイクル」を取り込む。

② アジア等の優れた人材の受入れ促進

人材の国際競争力の強化・相互理解の促進のため、外国人留学生制度の充実を図る。併せて研究基盤の強化、国内就職の機会拡大など優秀な人材の受入環境を整備し、我が国とアジア等との若者レベルでの人材交流を進める。（「アジア人財資金（仮称）」構想の具体的事業の検討）

優れた外国人研究者・技術者等の高度人材の受入れを拡大するとともに、現在専門的・技術的分野と評価されていない分野の受入れについて、その問題点にも留意しつつ検討を行う。また、研修・技能実習制度の見直しと併せて、実効性のある在留管理システムの構築や住宅確保、外国人児童生徒の教育等に配慮した生活環境の整備に取り組む。

2. モノ：生産手段・インフラの革新

（1）生産手段の新陳代謝の加速

企業の国際競争力・日本経済の成長力を強化する観点から、関連制度を国際的に遜色なく、技術革新や経済環境の変化等に対応しやすいものとし、

ITなど最先端分野における企業の投資や設備の新陳代謝を加速する。

(2) アジア地域の経済一体化、企業の国際競争力を重視した物流インフラの重点的・戦略的な整備

我が国の国際競争力の強化等に資する社会資本整備については、ストックの観点も踏まえ、中長期的（20～30年）に見た我が国経済社会の姿を念頭に、真に次の世代に必要な社会資本整備を行う。

アジア地域の経済一体化を踏まえ、企業の国際競争力強化の観点から、「総合物流施策大綱（2005－2009）」に基づき、ハード・ソフトの物流インフラを、官民がスピード感を持って戦略的・重点的に整備する。スーパー中樞港湾において、2010年度までに、港湾コストを約3割低減、リードタイム（船舶入港から貨物引取りが可能となるまでの時間）を1日程度に短縮し、我が国港湾の国際競争力の強化を図る。成田空港については2009年度内に約1割の能力増強のための施設整備、羽田空港については2009年度内に約4割の能力増強のための施設整備とともに国際定期便の就航を図り、関西空港について2007年に2期限定供用し、大都市圏拠点空港の機能強化を図る。また、アジアとのゲートウェイとなる港湾の機能向上、港湾・空港アクセスを含む、国際物流に対応した道路網・鉄道網の戦略的な構築、物流結節点におけるロジスティクス機能の高度化、ITSの活用等による国内外一体となった物流ネットワークの構築に取り組む。

その際、物流インフラの整備に当たっては、我が国財政の厳しい現況を踏まえ、事業評価の厳格な実施、コスト縮減、事業の迅速化等により、重点的、効果的かつ効率的に実施するとともに、既存社会資本の有効活用を進める。

3. カネ：金融の革新

(1) 金融イノベーションの実現

① リスクを適切に評価する金融の促進

不動産担保や保証に過度に依存しない融資を推進し、在庫や売掛債権を担保として活用する融資を促進するため、今年度中に電子債権の法的枠組みの具体化を目指すとともに、売掛債権担保融資保証制度等の改善や、在庫等を担保とした融資に対する信用保証協会による保証の活用を推進す

る。また、資産評価データベースの整備など在庫や売掛債権の適切な担保評価に向けた環境整備を促すとともに、今後の実務動向を注視しつつ、在庫や売掛債権のより高度で厳正な評価を前提に、適格担保化の可能性について検討する。さらに、事業資産を包括的に担保化することを可能とするよう、企業担保制度を見直す。あわせて、企業の高度なリスクマネジメントを支える多様なリスクファイナンス手法の支援を検討する。

② イノベーションを支えるリスクマネー供給の拡大

ベンチャー企業等に対するリスクマネー供給を拡大するため、多様な資産運用主体からの投資環境の整備を行う。また、リスクマネーの供給に資するよう、金融機関の審査能力・態勢の再構築を図る。さらに、中小・地域金融機関等の金融仲介機能の強化等を図るとともに、中小企業の適切な財務諸表の整備を促進するほか、中小企業の自己資本の増強や資金調達当初の負担軽減を可能とする公的融資・保証制度について検討を行う。加えて、中小企業向け貸出債権の流動化支援の強化や、信用保証協会の信託会社に対する保証の円滑化を図る。

(2) 利用者の視点に立った金融の活性化

① 安心して利用できる金融商品・サービスの促進

適切な利用者保護ルールの徹底を通じ、利用者が安心して金融商品・サービスを利用できるよう、金融商品取引法制の円滑な施行や適切な運用を行うとともに、規制の簡素化・明確化等を通じて利用者利便の向上を図るため、銀行代理業制度の適切な運用を図るなど、販売チャネルの多様化を推進する。また、取引信用保険の普及・促進に取り組む。さらに、ITの戦略的活用を促進するため、決済コストの低減も含め電子的な資金決済・支払の利便性の在り方について検討する。

② 公正かつ透明で魅力ある市場の整備

我が国金融・資本市場の公正性・透明性を一層向上させ、国際的にも信頼される市場を構築していくため、国際的に最高水準の証券取引所システムを構築するとともに、証券取引等監視委員会等の機能強化・体制整備、市場参加者のモラルと責任ある行動の確保に向けた自主規制機関との連

携強化、企業統治と監査法人制度の在り方の見直し等を通じて市場監視機能を強化する。あわせて、金融商品取引の法令遵守の担い手となる専門家の育成等に向けた体制・資格制度等の整備を検討する。また、金融行政の行動規範（code of conduct）を着実に遂行し、金融行政の一層の透明化や効率化を進める。

こうした取組により、約 1,500 兆円に及ぶ我が国国家計の金融資産の運用を活性化するとともに、「間接金融から直接金融へ」の流れを支援する。

（3）我が国がアジアの資金循環の中核となるための取組の強化

① アジア企業が活用しやすい我が国金融市場づくり

我が国金融資産の投資効率向上と有効活用を促す観点からも、我が国金融市場がアジアの成長企業にとって活用しやすいアジアの金融拠点となるよう、外国会社の株式の我が国市場への上場促進や日本型預託証券（JDR）の活用を促進するとともに、証券決済期間の短縮など証券取引システムの高度化に取り組む。

② 我が国金融サービスの国際展開

我が国企業のアジアでの活動を支援し、また、我が国金融サービスの国際競争力強化と、国際展開を促進するため、日系中小企業のアジア現地における売掛債権の証券化支援の取組を推進する。またEPA等を通じ、アジア市場における規制の緩和を各国に働きかけるほか、アジアにおける市場インフラの整備を促していく。さらに、資金循環の拡大に対応したリスクを管理するため、金融監督当局間の連携に積極的に取り組む。

（4）高度金融人材の育成強化

イノベーションを担う高度金融人材の育成を推進するため、科学技術研究費の金融工学分野への活用により、金融技術の開発を促進するとともに、実務に資する観点から、産学官の連携により、先端的な金融工学に関する教育を行う専門職大学院のほか、連携講座の設置・講師派遣など専門教育体制の充実を促進する。また、金融の高度化等の進展を通じた経済成長の果実を国民が安心して享受できるよう国民一人一人への金融経済教育の

充実を図る。

4. ワザ：技術革新

(1) 融合・協働によるイノベーションの促進

より複雑化・高度化する技術的課題を解決するために、様々な知識・技術の融合や基礎研究から応用・実用化研究までに至る研究開発の強化を図り、イノベーションの連続的な創出を促進する。具体的には、業種・技術分野ごとの実態を踏まえつつ、産学官協働による革新的研究開発の促進・異分野融合の場の構築、研究・技術人材の育成・流動化促進、研究開発成果を成長に結びつける仕組みの構築、国際的な産学官連携の拡大、競争的資金の拡充（若手研究者への支援を含む。）、独立行政法人等の先端研究施設の共用、革新的ベンチャーの育成等を行う。

(2) 迅速かつグローバルな権利取得の促進と知的財産保護の強化

技術開発の成果を速やかに権利化するため、引き続き必要な審査官の確保、先行技術調査の外注拡大等により特許審査を迅速化し、現在26ヶ月の審査順番待ち期間を2013年に11ヶ月に短縮して世界最速の特許審査を実現し、最終的にゼロを目指す。また、国際的な権利取得を容易にするため、主要国との間で、第1国で特許となった出願を第2国で早期に審査を受けることを可能とする「特許審査ハイウェイ」を推進する。

模倣品・海賊版の拡散を防止するため、知的財産侵害品の輸出差止制度を整備する。被害発生国に対し、取締り強化の要請及び執行能力の向上に資する協力を行うとともに「模倣品・海賊版拡散防止条約（仮称）」の早期の実現を目指す。

意図せざる技術流出を防止するため、特許出願しない技術の的確な管理、技術系人材の流出防止など、企業の技術管理の強化を促す。

知的財産専門人材を約6万人から約12万人に倍增することを目指し、知財専門職大学院や法科大学院などにおける知財教育の充実等を図る。

(3) イノベーションを加速化する戦略的な標準化

研究成果の市場展開を加速するため、2015年までに我が国が欧米諸国に比べても遜色なく国際標準化をリードできるようにする。このため、戦略

研究分野において官民が連携し、事業・研究・知財の戦略と一体化した国際標準化を実現するとともに、専門人材の育成など民間企業、研究機関等の国際標準化活動を支援する。

また、特に先端分野での研究連携において研究結果の正確な評価・比較に必要となる物差し（計量標準）を、2010年までに世界最高レベルの質・量とする。このため、国が自ら整備する計量標準（国家計量標準）のみならず、海外や民間の計量標準を国家計量標準に準ずるものとして指定し、迅速に供給する仕組み（指定計量標準制度（仮称））を構築する

5. チエ：経営力の革新

(1) 強みとなる経営資源を最大限活用する経営（知的資産経営）による企業価値向上の実現

人材、組織力など財務諸表には現れない知的資産を強みとして認識し、それを効果的に活用した経営（知的資産経営）が実践されることを促進する。そのため、企業や資金提供者等の関係者に対し、知的資産経営の評価の視点を提示する。

(2) 公正なM&Aルールなど組織再編等の制度基盤づくり

経済環境の変化に迅速かつ柔軟に対応した企業経営を行うための選択肢を拡大する。かかる観点から、「会社法」により可能となる三角合併や改正「信託法」に基づく信託制度等について、株主・投資家等の利害関係者の保護を図りつつ、適正な規律の下で有効に活用される制度となるよう取り組む。また、社会経済の実態を踏まえて企業買収・企業防衛に関する公正なルールを整備し、その普及に努める。